

## 「所得税法等の一部を改正する法律案」に対する反対討論（案）

立憲民主党・無所属  
稲富 修二

立憲民主党・無所属の稲富修二です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました「所得税法等の一部を改正する法律案」について、反対の立場から討論致します。

岸田総理は「新しい資本主義」を打ち出しましたが、今回の税制改正案には、新しいものではなく、従来の小粒な改正の延長に過ぎません。日本経済や国民生活を改善する意思を感じない改正であり、到底賛成できません。以下、理由を申し上げます。

反対する一つ目の理由は、岸田政権には、法案以前に財政運営に対する基本姿勢に問題があることです。

財務省による決裁文書の改ざん問題であります。改ざんに関与させられ自死に追い込まれた赤木俊夫さんのご遺族が国を訴えていた裁判について、昨年12月、国は急遽「認諾」することを決め、裁判を終結させました。赤木さんが亡くなった経緯の真相解明に蓋をしたことは極めて遺憾であり、政府の不誠実な態度に怒りを覚えるものです。

問題はここで終わりませんでした。約1億700万円の損害賠償金の支払いを、改ざんを指示した人物ではなく、全額を国民に求めるとのことです。このような税金の使い方は、到底認められるものではありません。当然、国家賠償法に基づく求償権を行使すべきであると度々訴えておりますが、政府は、改ざんを指示した人物に「重大な過失があるとは考えていない」ために、求償権を有するとは考えていないとの回答に終始しています。赤木さんが改ざんの強要で自死に追い込まれたことは明白であり、これが「重大な過失」に当たらないのであれば、一体何が「重大な過失」に当たるといえるのでしょうか。

本当に国家財政を任せて大丈夫なのか、岸田内閣の公正観、公平観が疑われます。国民の信頼にかかわる根幹の問題です。問題の解決に向け、真摯に対応されることを強く求めるものであります。

反対する二つ目の理由は、目玉と言われている賃上げ税制の効果が期待できないことです。

賃金が上がらないことが日本経済にとって最大の問題であり、賃上げを実現するための施策に取り組むことについては同じ立場です。しかし、今回の法案での拡充策は、何ら新味がありません。その効果については、委員会審議を通じても説得力のある説明は、政府からついぞ聞くことは出来ませんでした。

そもそも約7割にも及ぶ赤字法人には全く効果のない政策です。そして赤字法人の大半は中小企業でありますから、賃上げ税制の適用を受けられる大企業と適用を受けられない中小企業との間で格差が生じ、「分配」どころか、経済格差を逆に拡大させることになりかねないと危惧しております。中小企業が雇用の約7割を支えていることを併せて考えれば、国民の多くはこの賃上げ税制の恩恵を受けられないこととなります。

賃上げ促進の税制自体は、第二次安倍政権から導入・実施されてきましたが、この間、実質賃金は上がっておらず、むしろ下がっていたというのが現状です。今回の賃上げ税制も、制度の拡充が行われたとは言え、これまでの基本的な仕組みを変えておらず、その質や量において、賃金が上がらない、という日本経済の構造問題を解決するという効果検証もありません。

今回の賃上げ税制の拡充により、国税・地方税合わせて平年度ベースで1733億円の減収が見込まれています。むしろ、これだけの財源があれば、人への投資をさらに拡充できるはずです。

反対する三つ目の理由は、岸田政権は足元の国民生活に対して極めて冷淡な対応を続けていることです。

まずはインボイス制度の導入です。この本会議場でもインボイス制度の導入延期を求めましたが、岸田総理は「軽減税率の実施から10年間の十分な経過措置を設けている」と相変わらずのご答弁に終始されました。極めて残念であります。

改めて申し上げますが、2019年の軽減税率実施から2023年のインボイス制度導入までは4年間しかありません。加えて、この間、新型コロナウイルス感染症の発生と拡大の影響を受けて、多くの事業者が厳しい状況に置かれております。経過措置の期間を設定したときとは状況が大きく変わっております。総理は「事業者の方々への不安に伝えてまいりたい」ともおっしゃいましたが、本当にそうお考えであるならば、今からでも遅くありません、最低限、導入の延期を決断すべきです。

次に高騰するガソリン価格への対応です。この法案の審議入りの1週間前、レギュラーガソリン小売価格の全国平均が約13年ぶりに1ℓあたり170円を超えました。以降、今日まで値上がりが続けており、値下がり兆しはまだ見えていません。ただでさえコロナ禍で家計が傷んでいる中で、この値上がりは死活問題になりかねません。

政府は「燃料油価格激変緩和措置」を発動し、石油元売り会社に対して補助金を支給することを決定しましたが、支給額は既に上限の単価5円に達しております。これ以上の価格抑制効果は期待できない上に、そもそも小売価格が確実に値下がりするかどうかは不透明であり、家計負担の軽減という観点からは不十分な仕組みと言わざるを得ません。

直接的に、かつ十分に家計の負担を軽減するためには、トリガー条項の凍結を解除し、発動するべきです。

昨日の予算委員会で、岸田総理は「トリガー条項も含めて、あらゆる選択肢を排除せず、更なる対策を早急に検討したい」とご答弁されています。危機に瀕する国民生活のなか「検討」の時期は終わりました。実行すべき時です。我々は今年の時点で既に、トリガー条項の凍結を解除し、発動するための法案を提出しています。値下げを求める国民の切実な声に耳を傾け、トリガー条項の発動、そしてその効果が及ばない灯油・重油については購入費を補助するなど、家計の負担軽減に繋がる政策を早急に実行すべきです。

反対する四つ目の理由は、今改正案は検討事項が多く、質・量ともに中身が乏しく、税制改正を通じて日本経済を再生させる総理の熱意を全く感じないことです。

格差拡大、少子化・人口減少、莫大な財政赤字、という構造問題に対しても、検討ばかりで、税制を通じた解決は盛り込まれておりません。大玉の改正をことごとく先送りしております。今般の税制改正では、総理が総裁選で主張していた金融所得課税の強化を見送りました。この姿勢にこそ、とにかく、大過なく、無難に過ごしたい、という岸田政権の本質が表れているのではないのでしょうか。

税制の改正には必ず反対が付きます。特に、増税についてはなおさらです。やらないことについては、反対が少ないかもしれませんが、時間という目に見えない膨大なコストを伴います。総理の「聞く力」が「実行力の欠如」にならないか大変心配しております。

我々は、この間、コロナ禍での国民生活を支える政策とともに、所得税の最高税率引き上げ、将来的な総合課税化を見据えた金融所得課税の強化、法人税への超過累進税率導入など、負担増をお願いする財源確保策も明確に主張してきました。

欧米諸国でも、コロナ下における財政支出の増大を受けて、財源確保のために、大企業や富裕層に対する増税等を検討あるいは実施する動きが進んでいます。我が国の公債残高は令和3年度末に初めて1000兆円を超える見通しであります。財政状況がますます厳しくなる中、財源確保に向けた具体的な税制改正の議論が政府・与党内で低調だったことは極めて問題であり、日本の財政に対する信頼を揺るがしかねません。

以上の理由から、政府提出の「所得税法等の一部を改正する法律案」については、明確に反対をするものであります。

総理、政権誕生からのハネムーン期間は終わりました。検討を重ねる時期もおわりました。実行する時であります。

現下の厳しい状況乗り越えていく上で、税制が果たすべき役割はますます大きくなっていると考えます。我々は、今後も、政府の問題点をただすとともに、これからの時代のあるべき税制のあり方について提案を続けてまいります。

ご清聴、誠にありがとうございました。